

# 再処理施設 廃棄物管理施設

---

## 設工認申請について

令和5年1月11日

# 目次

---

- 1. 第2回設工認申請の概要**
- 2. 第2回設工認の説明方針**
- 3. 参考資料**

# 1. 第2回設工認申請の概要

◆ 令和4年12月26日に再処理施設等の新規制基準を受けた残りの設工認の申請を実施

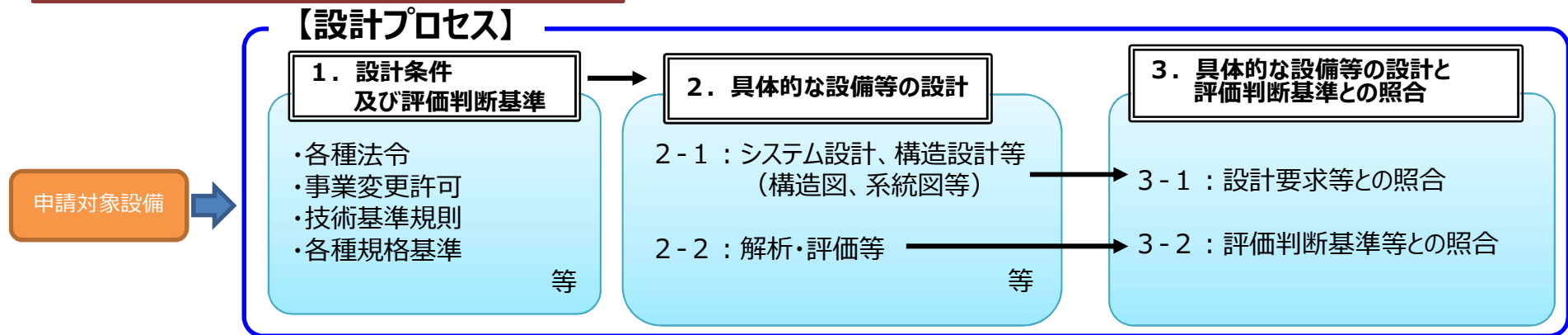
施設	設工認種別	主な対象設備	主な申請概要
再処理施設	施設変更設工認 (1項変更申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料貯蔵プール等 (約1,400機器)*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料の受入れ・貯蔵施設に係る基本設計方針（それ以外は、2項変更申請を呼び込み）</li> <li>使用済燃料の受入れ・貯蔵施設に係る耐震評価、重大事故等対処設備に関する適合性</li> </ul>
	建設設工認 (2項変更申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶解槽、凝縮器等 (約23,000機器)*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通する基本設計方針</li> <li>耐震評価、重大事故等対処設備に関する適合性</li> </ul>
	別設工認 第2ユーティリティ建屋に係る施設 (2項変更申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気設備 (緊急時対策所への給電) (約100機器)*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針（2項変更申請を呼び込み）</li> <li>重大事故等対処設備に関する適合性</li> </ul>
	別設工認 海洋放出管切り離し工事 (2項変更申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管一式*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針（2項変更申請を呼び込み）</li> <li>試験・検査/保守・修理に関する適合性</li> </ul>
廃棄物管理施設	施設変更設工認 (1項変更申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯蔵ピット</li> <li>低レベル廃棄物貯蔵施設（共用） (約600機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>耐震評価、外部衝撃影響評価に関する適合性</li> <li>貯蔵容量、共用に関する適合性</li> </ul>

\* 申請対象設備約25,000機器の詳細は第1回設工認添付書類の「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」参照

- ✓ 新規制基準を受けた事業変更許可申請において実施した新規制基準、有毒ガスを踏まえた変更以外の変更も含めて申請

## 2. 第2回設工認の説明方針

### 申請対象設備に係る基本的な設計プロセス



### 設計プロセスのうち主要な説明事項

分類	主な申請対象設備	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの	重大事故等対処施設等	基本的に全ての事項	基本的に全ての事項	2.を踏まえた結果
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	変更になった事項	条件変更伴って変更になった事項	2.を踏まえた結果
	B-2:設計条件が追加になったもの	追加になった事項	条件追加に伴って変更になった事項	2.を踏まえた結果
	B-3:新たに申請対象設備になったもの	基本的に全ての事項	基本的に全ての事項	2.を踏まえた結果
	B-4:設計条件に変更がないもの	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—
<b>説明方針</b>	約25,000機器を対象として整理	各分類で共通する設計条件等は纏めて説明	同様の設計、同じ評価方法になるものは纏めて説明	対象となる全ての設備に対する解析、評価等を示す

## 第2回設工認に係る当面の説明順序(1/2)

---

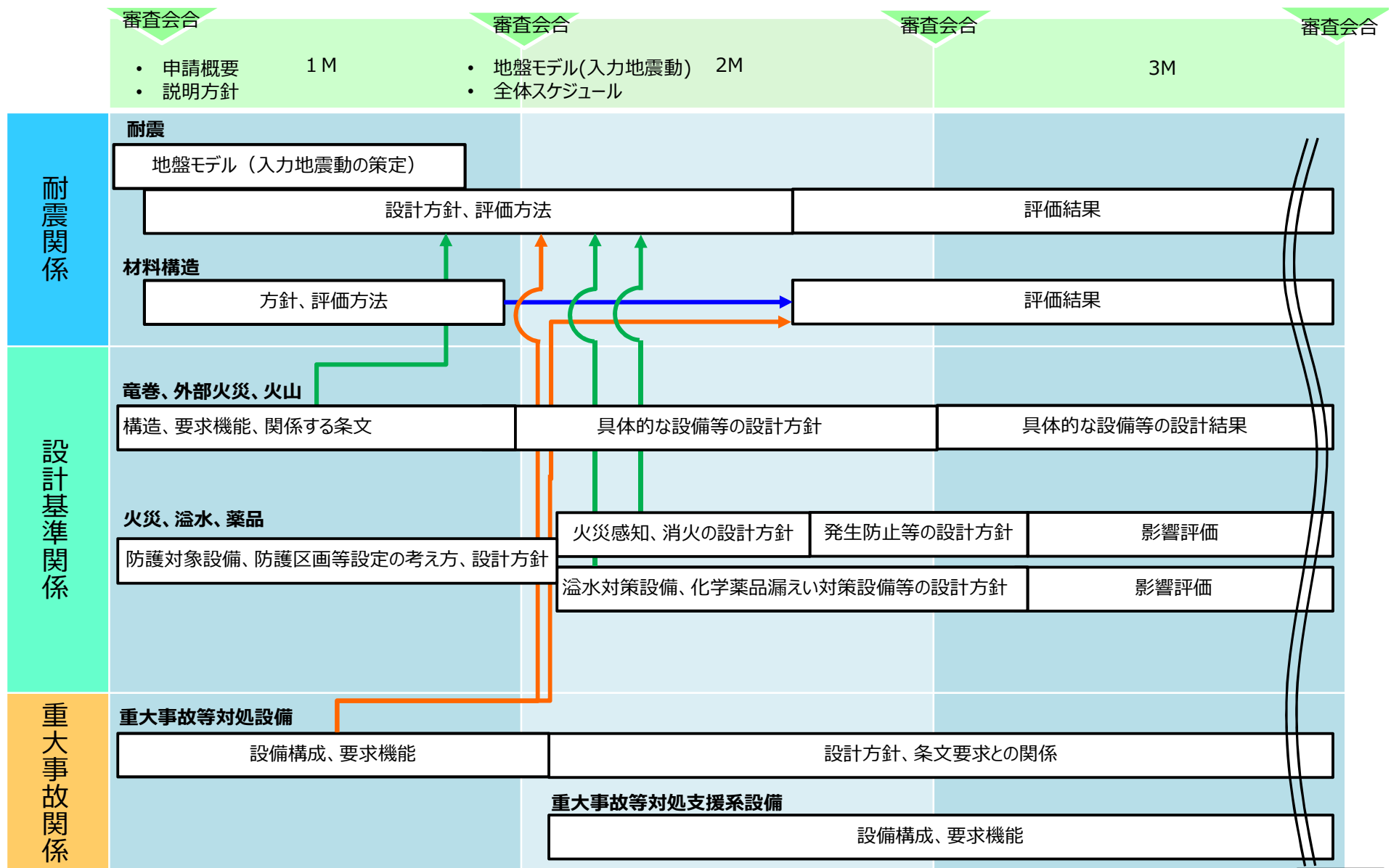
- ◆ 申請対象設備である約25,000機器に対し、許可整合、技術基準への適合性を抜けなく合理的に説明する。
- 全条文に対して説明方針を展開し、説明事項、説明ポイントおよび説明順序を整理（「3-2 説明方針の参考資料」参照）
- 上記の整理結果、条文間の関係が明確となり、合理的な説明ができる当面の説明順序を作成（P6参照）

まずは以下の内容より説明開始

- ✓ 耐震関係は、地盤モデル（入力地震動の策定）
- ✓ 設計基準関係は、竜巻、火山、外部火災の設備の構造・要求機能等  
火災、溢水、薬品については、防護対象設備、防護区画等の設定の考え方等
- ✓ 重大事故関係は、設備構成、要求機能

なお、廃棄物管理施設については、再処理施設の説明状況を踏まえて説明

# 第2回設工認に係る当面の説明順序(2/2)



---

## **3 - 1. 申請概要の参考資料**

# 再処理施設 申請概要 (1/3)

◆ 再処理施設の4本の申請書の申請概要を以下に示す。

申請書	変更の理由	申請対象設備	申請概要
施設変更設工認 (1項変更申請)	新規制基準に基づき事業変更許可申請書及びその他設計変更を踏まえて変更する。	冷却塔 (改造) 竜巻防護対策設備 (新設) 溢水防護設備 (新設) 火災防護設備 (新設/改造/既設) 燃料貯蔵プール (既設) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン (既設) 北換気筒 (改造) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 (既設) 洞道 (既設、低レベル固体廃棄物貯蔵エリア (第1貯蔵系) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対処の設備に係る基本設計方針 (記載適正化含む)</li> <li>重大事故等対処設備に係る基本設計方針 ⇒ 一部の基本設計方針以外は建設設工認 (2項変更申請) を引用</li> <li>新規制基準の追加/変更要求を踏まえた仕様表 (記載適正化含む)</li> <li>技術基準への適合性に関する説明書 (耐震評価、外部衝撃影響評価、火災影響評価、溢水影響評価、遮蔽評価、重大事故等対処設備に関する説明 等) ⇒ 共通する設計方針、評価方針等の説明書は建設設工認 (2項変更申請) を引用</li> <li>工事の方法、許可整合の説明 等 ⇒ 共通する工事の方法、許可整合説明等は建設設工認 (2項変更申請) を引用</li> </ul>
建設設工認 (2項変更申請)	新規制基準に基づき事業変更許可申請書及びその他設計変更を踏まえて変更する。	冷却塔 (新設/改造) 竜巻防護対策設備 (新設) 溢水防護設備 (新設) 薬品防護設備 (新設) 火災防護設備 (新設/改造/既設) 溶解槽 (既設) 凝縮器 (新設) 廃ガス貯留槽 (新設) 前処理建屋 (既設) 洞道 (既設) 地下水排水設備 (新設) 第1,2保管庫・貯水所 (新設) 緊急時対策建屋 (新設) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対処の設備に係る基本設計方針 (記載適正化含む)</li> <li>重大事故等対処設備に係る基本設計方針 ⇒ 一部の基本設計方針は施設変更設工認 (1項変更申請) を引用</li> <li>新規制基準の追加/変更要求を踏まえた仕様表 (記載適正化含む)</li> <li>技術基準への適合性に関する説明書 (耐震評価、外部衝撃影響評価、火災影響評価、溢水・薬品影響評価、重大事故等対処設備に関する説明 等) ⇒ 一部の説明書は施設変更設工認 (1項変更申請) を引用</li> <li>工事の方法、許可整合の説明 等</li> </ul>



# 再処理施設 申請概要 (2/3)

申請書	変更の理由	申請対象設備	申請概要
別設工認 第2ユーティリティ 建屋に係る工事 (2項変更申請)	新規制基準に基づき再処理施設の建設設工認とは別に認可を受けている設工認を事業変更許可申請書を踏まえて変更する。	受電開閉設備 所内高圧系統 所内低圧系統 第2 運転予備用ディーゼル発電機 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気設備の給電先に緊急時対策建屋を追加</li> <li>重大事故等対処設備に係る基本設計方針</li> <li>設計基準対処の設備に係る基本設計方針（記載適正化含む） ⇒ 基本設計方針は建設設工認（2項変更申請）を引用</li> <li>技術基準への適合性に関する説明書（電気設備、安全避難通路等に関する説明 等） ⇒ 説明書は建設設工認（2項変更申請）を引用</li> <li>工事の方法、許可整合の説明 等 ⇒ 共通する工事の方法、許可整合説明等は建設設工認（2項変更申請）を引用</li> </ul>
別設工認 海洋放出管切り 離し工事 (2項変更申請)	新規制基準に基づき再処理施設の建設設工認とは別に認可を受けている設工認を事業変更許可申請書を踏まえて変更する。	配管（一部撤去含む） 排水モニタ（撤去）	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対処の設備に係る基本設計方針（記載の適正化含む） ⇒ 基本設計方針は建設設工認（2項変更申請）を引用</li> <li>仕様表（記載の適正化）</li> <li>技術基準への適合性に関する説明書（安全機能を有する施設の健全性説明 等） ⇒ 説明書は建設設工認（2項変更申請）を引用</li> <li>工事の方法、許可整合の説明書 等 ⇒ 共通する工事の方法、許可整合の説明書等は建設設工認（2項変更申請）を引用</li> </ul>

※ なお、建設設工認（2項変更申請）、施設変更設工認（1項変更申請）及び別設工認（2項変更申請）の申請書間で記載内容を引用する際の考え方は今後説明する。

# 再処理施設 申請概要 (3/3)

◆再処理施設における申請対象設備は、「A：新規に設置するもの」、「B-1：設計条件が変更になったもの」、「B-2：設計条件が追加になったもの」、「B-3：新たに申請対象設備になったもの」、「B-4：設計条件に変更がないもの」に分類すると以下のとおりとなる。

A. 新規に設置するもの：約3,000機器※1	
DB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物防護ネット等の構築物</li> <li>・主配管</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
SA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策建屋加圧ユニット</li> <li>・貯水槽、可搬型排水受槽等の容器</li> <li>・可搬型エリアモニタ等の計装／放管設備</li> <li>・可搬型ホース・ダクト等の主配管</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

B-1. 設計条件が変更になったもの：約3,000機器※1	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全冷却水膨張槽等の容器</li> <li>・安全冷却水ポンプ等</li> <li>・燃料仮置きラック等</li> <li>・主配管</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

B-2. 設計条件が追加になったもの：約6,500機器※1	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱硝粉末供給ホッパ、焙焼グローブボックス等</li> <li>・粉末缶・保管容器</li> <li>・計装／放管設備</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

B-3. 新たに申請対象設備になったもの：一式	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区域構造物及び火災区画構造物</li> <li>・避難通路</li> <li>・所内通信連絡設備等</li> <li>・構内接地網</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

B-4. 設計条件に変更がないもの：約12,000機器※1	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UO3受槽等の容器</li> <li>・ウラン酸化物貯蔵容器</li> <li>・貯蔵バスケット</li> <li>・計装／放管設備</li> <li>・混合酸化物貯蔵容器</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※1：「一式」と纏めた設備は1機器として機器数を算出した。

# 廃棄物管理施設 申請概要 (1/1)

◆ 廃棄物管理施設の申請概要を以下に示す。

申請書	変更の理由	申請対象設備	申請概要
施設変更設工認 (1項変更申請)	新規制基準に基づき事業変更許可申請書を踏まえて変更する。	貯蔵ピット (収納管/通風管) (既設) ガラス固化体放射能量測定装置 (改造) 火災防護設備 (新設/改造/既設) ディーゼル発電機 (既設) 通信連絡設備 (新設) 北換気筒 (改造) ガラス固化体貯蔵建屋 (既設) 地下水排水設備 (新設) 低レベル固体廃棄物貯蔵エリア (第1貯蔵系) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対応の設備に係る基本設計方針 (記載適正化含む)</li> <li>新規制基準の追加/変更要求を踏まえた仕様表 (記載適正化含む)</li> <li>技術基準への適合性に関する説明書 (耐震評価、外部衝撃影響評価、火災影響評価、遮蔽評価、電気設備、安全避難通路等に関する説明 等)</li> <li>工事の方法、許可整合の説明 等</li> </ul>

---

## 3 - 2. 説明方針の参考資料

# 「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、 「第六条 地震による損傷の防止」の説明方針

## 【説明事項】

- Sクラスの耐震設計（Ss、Sd、水平地震力3Ci※、保有水平耐力）
- Bクラスの耐震設計（1.5Ci※、上位クラスへの波及影響）
- Cクラスの耐震設計（1.0Ci※、上位クラスへの波及影響）

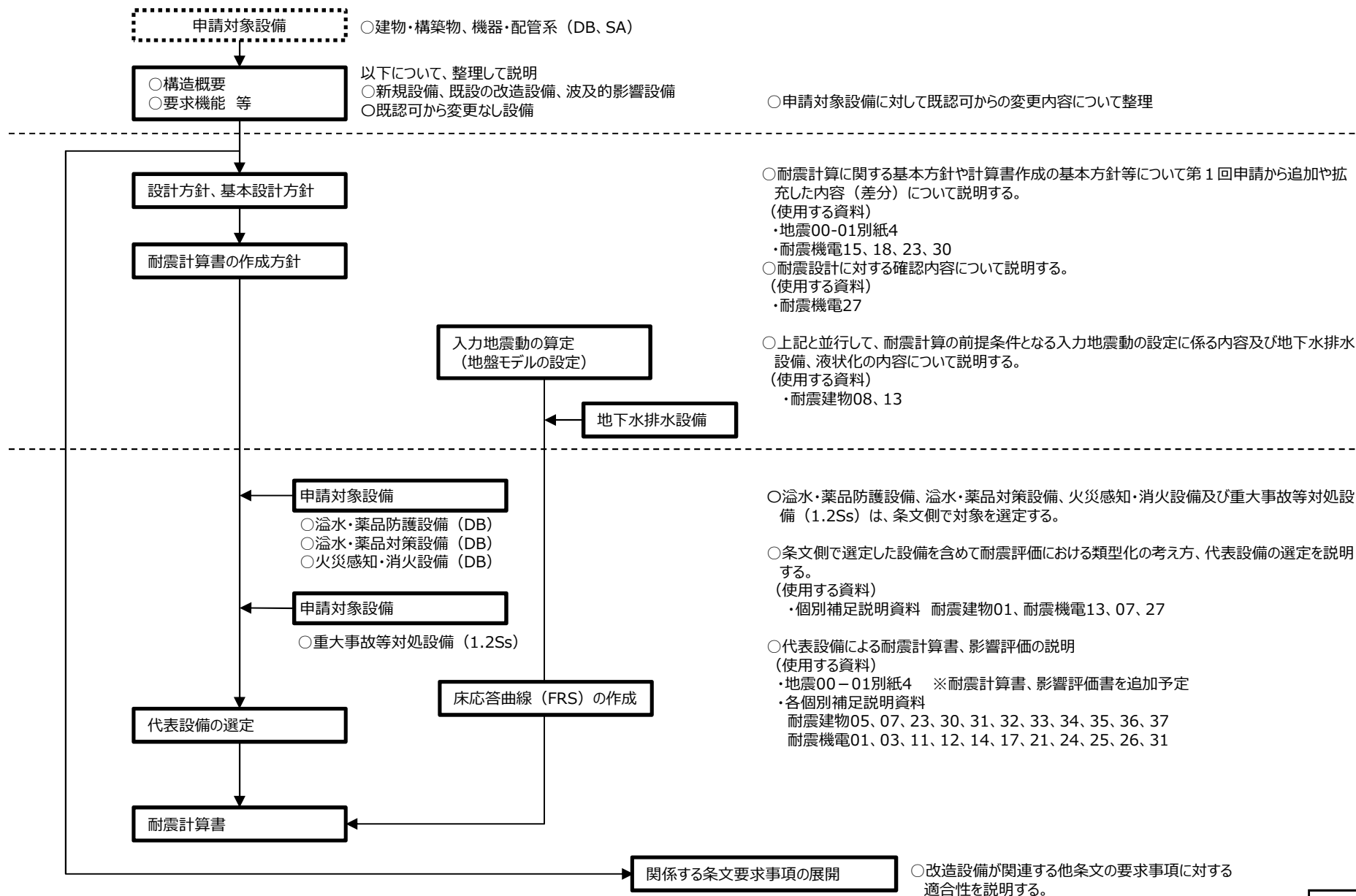
※建物構築物の場合。機器・配管系の場合は20%増しとして算定。

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		Sクラスの耐震設計 Bクラスの耐震設計 Cクラスの耐震設計	基準地震動の適用 弾性設計用地震動の適用 等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析・評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	Sクラスの耐震設計 B,Cクラスの耐震設計（上位クラスへの波及影響）	基準地震動の変更 等	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) 2-2：解析・評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界との比較
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	既設B、Cクラスの耐震設計 (1.5Ci,1.0Ci)	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 「2-2：解析・評価等」については、新規に設定した方法や既認可と評価方法等が同じになるものを明確にし、同じ評価方法が適用できる根拠等を合理的に説明する。
- 同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、 「第六条 地震による損傷の防止」の説明順序



# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：竜巻」の説明方針

## 【説明事項】

- 竜巻防護設計（風荷重、気圧差荷重、衝突荷重等）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置する設備		竜巻防護設計（竜巻防護対策設備、重大事故等対処設備等）	想定する竜巻の規模等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図等（防護ネット、防護板等） 2-2：解析、評価等 ・竜巻荷重による構造評価、飛来物衝突による貫通評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	対象なし	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	竜巻防護設計（竜巻防護対象施設等（安全上重要な施設を収納する建屋、屋外の安全上重要な施設等））	想定する竜巻の規模等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） ・構造図等 2-2：解析、評価等 ・竜巻荷重による構造評価、飛来物衝突による貫通評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	竜巻防護対象施設以外の安全機能を有する施設の竜巻防護設計	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 「2-2：解析・評価等」については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

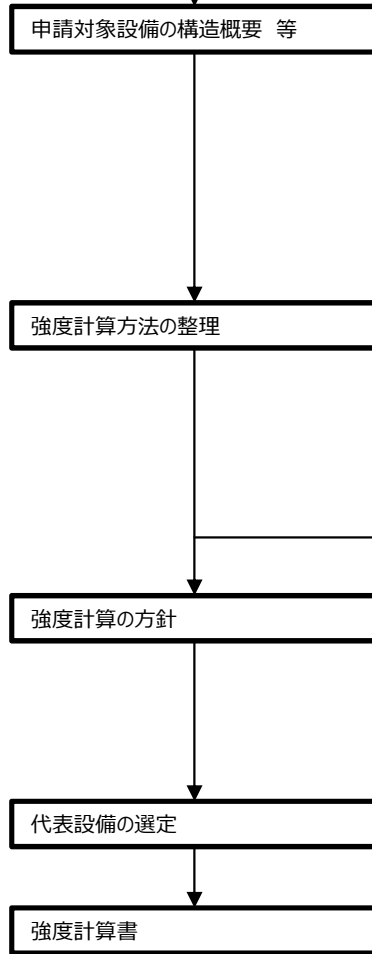
# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：竜巻」の説明順序

申請対象設備（8条）

- ・第1 Gr：冷却塔、配管、飛来物防護ネット、建屋（燃料加工建屋）
- ・第2 Gr：冷却塔、配管、飛来物防護ネット、建屋、排気筒、換気空調設備（ダクト、配管、排風機）、飛来物防護板等

申請対象設備（36条）

- ・第2 Gr：建屋、固縛装置等



- 申請対象設備の要求機能、構造概要（「A.新規に設置する設備」及び「B-2.設計条件が追加になったもの」を対象）を説明する。
  - A：飛来物防護ネット
    - 安全冷却水A冷却塔、配管（移設）
    - 飛来物防護板
    - 固縛装置
    - 重大事故等対処設備
  - B-2：各冷却塔、建屋、主排気筒、換気空調設備 等
- 関連する条文の関係を整理
- 申請対象設備の纏まりを整理（使用する資料）
  - ・設工認申請書（図面類），共通09，各条00別紙4（VI-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針）等

- 申請対象設備ごとに評価方法、発電炉の実績、耐震評価との関係等を整理
  - ・定型式による評価、FEMによる評価
  - ・耐震評価との関係
  - ・発電炉の先行例の有無
  - ・固縛装置の評価（余長固縛、ボルト固縛、ワイヤー固定など分類を整理）
- （使用する資料）
  - ・設工認申請書，各条00別紙4（VI-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 等），各条00別紙1,5

- 「強度計算方法の整理」を踏まえ、設工認申請書における「強度計算の方針」の記載内容を説明する。
  - ・発電炉にて審査実績のない評価及び再処理特有の評価（論点）を説明 等
- 強度計算の方針書と強度計算書の書き分けを説明する。
  - ・方針書と計算書で預かる情報の整理
  - ・類型化を踏まえた方針書の記載整理
- 強度評価の内容を説明するための代表設備の選定と評価結果を説明する。
  - ・代表設備の評価を説明（第1 Gr申請設備（MOX含む）と同じ分類は、第1 Gr申請設備との差分を明らかにし、差分を追加で説明）
- （使用する資料）
  - ・各条00別紙4
  - ・外竜巻05、21、22、30、35等

- 申請対象設備に対する「要求機能と性能目標」の記載事項を説明する。
- 上記整理を基に、仕様表（竜巻防護対策設備）、基本設計方針及び添付書類に記載すべき内容を許可整合性とともに説明する。
  - （使用する資料）
    - ・各条00別紙4（VI-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 等），各条00別紙1，共通08
- 新規設備、改造設備が関連する他条文の要求事項に対する適合性を説明する。



# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：外部火災」の説明方針

## 【説明事項】

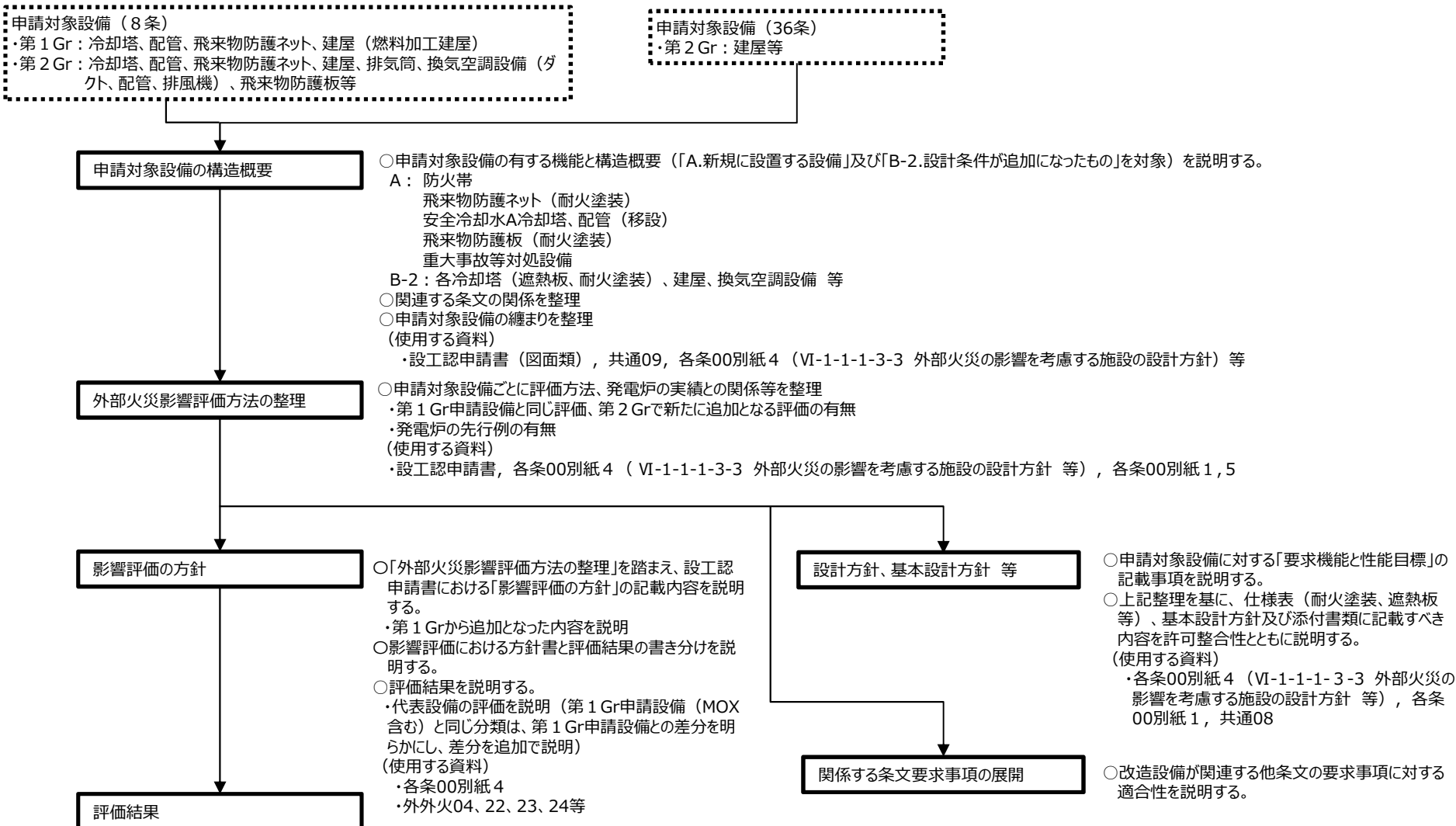
- 防火帯の設計
- 外部火災防護設計（森林火災、爆発、航空機墜落火災等）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		防火帯の設計 外部火災防護設計（竜巻防護対策設備，重大事故等対処設備等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺、敷地内の火災源、爆発源</li> <li>森林火災等の火線強度及び火炎輻射強度</li> <li>航空機火災の対象航空機、燃焼継続時間 等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>防火帯の設計</li> <li>構造図等（耐火被覆等）</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備外表面温度、危険距離等の評価等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>危険距離と離隔距離との比較等</li> </ul>
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	外部火災防護設計（外部火災防護対象施設等（安全上重要な施設を収納する建屋、屋外の安全上重要な施設等））	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺、敷地内の火災源、爆発源</li> <li>森林火災等の火線強度及び火炎輻射強度</li> <li>航空機火災の対象航空機、燃焼継続時間 等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>構造図等（耐火被覆、遮熱板等）</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋外壁表面温度、危険距離等の評価等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>危険距離と離隔距離との比較等</li> </ul>
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	外部火災防護対象施設以外の安全機能を有する施設の外部火災防護設計	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 防火帯の設計については、許可との整合を図面等で確認すること、防火帯の目的を踏まえた設計方針であることを含め合理的に説明する。
- 解析・評価等については、MOX燃料加工施設、第1回設工認申請での評価方法と同じであるものは同じであることを、第2回で追加になったものについては追加であることを明確にしたうえで合理的に説明する。

# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：外部火災」の説明順序



# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：火山」の説明方針

## 【説明事項】

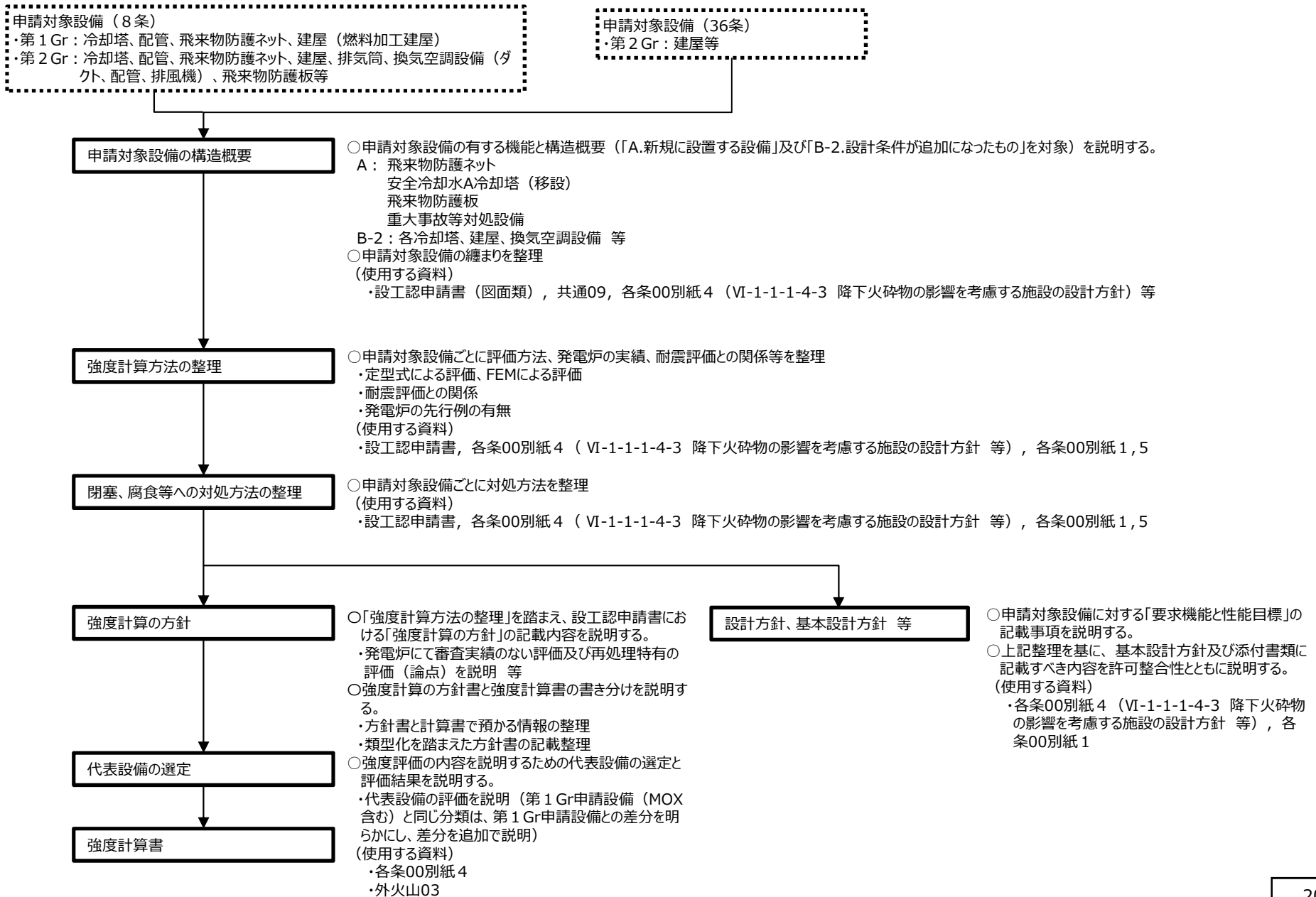
### ● 降下火砕物防護設計（降下火砕物荷重に対する強度評価、閉塞・腐食等の考慮）

分類		主な対象	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置する設備		降下火砕物防護設計（竜巻防護対策設備、重大事故等対処設備等）	想定する降下火砕物の層厚、密度 等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図等（防護ネット等） 2-2：解析、評価等 ・降下火砕物荷重による構造評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
B. 既設	B-1 設計条件が変更になったもの	対象なし	—	—	—
	B-2: 設計条件が追加になったもの	降下火砕物防護設計（降下火砕物防護対象施設等（安全上重要な施設を収納する建屋、屋外の安全上重要な施設等））	想定する降下火砕物の層厚、密度 等	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図等（降下火砕物による閉塞・腐食防止設計等） 2-2：解析、評価等 ・降下火砕物荷重による構造評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
	B-3: 新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4: 設計条件に変更がないもの	降下火砕物防護対象施設以外の安全機能を有する施設の降下火砕物防護設計	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 構造設計等については、共通的な設計方針とそれに対応する具体設計を纏めて合理的に説明する。
- 解析・評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：火山」の説明順序



# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：航空機落下」の説明方針

## 【説明事項】

- 航空機防護設計（安全上重要な施設、被ばくのリスクの観点から防護対象とする建屋）

分類	主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの	—	—	—	—
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	航空機防護設計	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明

## 【説明ポイント】

- 最新の情報を踏まえても既認可から変更がないことを合理的に説明する。

# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：落雷」の説明方針

## 【説明事項】

- 避雷設備の設計（直撃雷、間接雷）
- 間接雷の影響を考慮する施設の雷サージ抑制設計

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		避雷設備の設計（落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物の避雷設備（構造体利用）等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JIS A4201に準拠した要求事項</li> <li>• 周辺の施設の避雷設備にて保護される範囲の考慮 等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 構造図、系統図等（構造体利用に係る受雷部、引下げ導線、接地極の設計）</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避雷設備の設計（落雷防護対象施設を収納する建屋、屋外の落雷防護対象施設、主排気筒以外の高い構築物等）</li> <li>• 雷サージ抑制設計（計測制御設備、放射線監視設備、電気設備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JIS A4201-1992に準拠した要求事項</li> <li>• 周辺の施設の避雷設備にて保護される範囲の考慮</li> <li>• 雷サージ抑制設計に関する要求事項 等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 構造図、系統図等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	避雷設備の設計（構内設置網等）	接地設計に関する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 構造図、系統図等（網状接地極、接地抵抗）</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 各設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第八条 外部衝撃による損傷の防止：その他外部衝撃」の説明方針

## 【説明事項】

### ●その他外部衝撃に対する防護設計

分類	主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの	—	—	—	—	
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	
	B-3:新たに申請対象になったもの	その他外部衝撃に対する防護設計（積雪（給気加熱）、生物学的事象（バードスクリーン）等）	換気設備等の給気系統に対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-4:設計条件に変更がないもの	その他外部衝撃に対する防護設計（上記以外）	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

➤ 設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。



# 「第十一条 火災等による損傷の防止」、 「第三十五条 火災等による損傷の防止」の説明方針

## 【説明事項】

- 火災対策設備の設計（火災区画構築物、感知設備、消火設備等の設計）
- 火災防護設備の設計（不燃材・難燃材の使用、水素の滞留防止等の設計）
- 火災影響評価（火災源等を踏まえた火災区域（区画）における火災影響評価等）

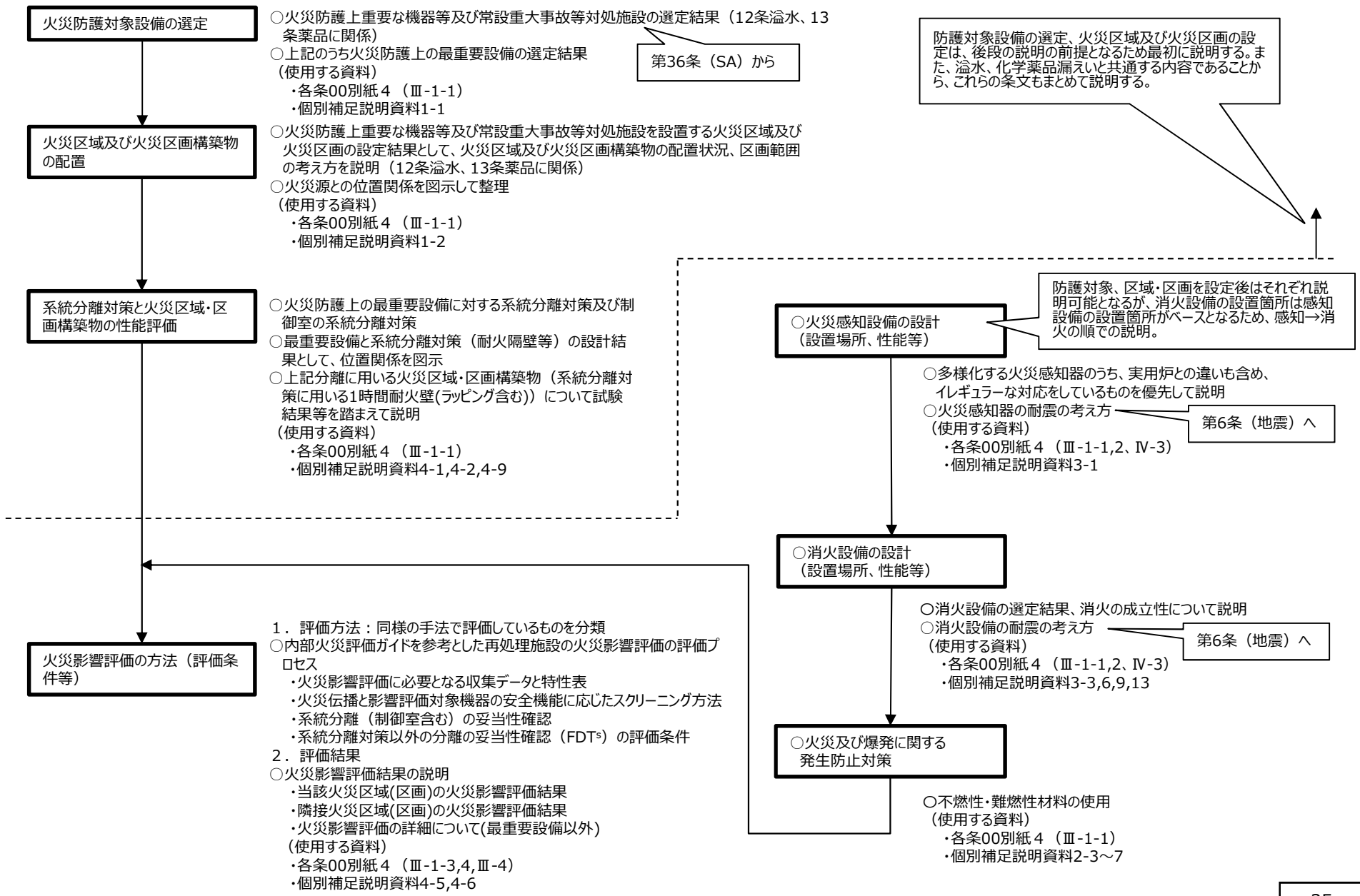
分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		火災対策設備の設計 ・感知器の多様化 ・制御室床下の消火設備の設計 ・火災防護設備の耐震評価 等	・火災対策設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図（系統分離対策、感知器の多様化）等 2-2：解析、評価等 ・耐火性能に係る機能評価 ・耐震評価 等	3-1：設計要求等との照合 ・感知器等の設計要求との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	火災防護設備の設計（GBパネルの難燃材の使用等） 火災影響評価	・火災防護設備に対する要求事項 ・火災影響評価の方法 等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） 2-2：解析、評価等 ・火災伝播評価、FDT <sup>S</sup> を用いた火災影響評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	火災対策設備の設計 ・火災区画構築物 ・消火設備 等	・火災対策設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・耐火性能に係る機能評価 ・耐震評価 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-4：設計条件に変更がないもの	火災防護設備の設計（不燃材・難燃材の使用等）	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 火災対策設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 火災影響評価の解析・評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。



# 「第十一条 火災等による損傷の防止」、 「第三十五条 火災等による損傷の防止」の説明順序



# 「第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の説明方針

## 【説明事項】

- 溢水対策設備の設計（堰、防水扉、緊急遮断弁等の設計）
- 溢水防護設備の設計（被水、蒸気放出影響等を踏まえた防護設計）
- 溢水影響評価（溢水源の設定・溢水量、溢水による溢水防護設備に対する影響評価）

分類	主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの	溢水対策設備の設計 ・緊急遮断弁、堰、防水扉等の設計（構造設計、強度評価、耐震評価等）	・溢水対策設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・水圧に対する強度評価 ・耐震評価 等	3-1：設計要求等との照合 ・緊急遮断弁の設計要求との照合等  3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較 ・耐震評価結果と許容限界の比較 等	
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	
	B-2：設計条件が追加になったもの	溢水防護設備（安全上重要な施設）の設計 溢水影響評価 等	・溢水防護設計の要求事項 ・溢水影響評価の方法 等	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・溢水源から除外する機器等の耐震評価 ・溢水影響評価 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較 ・評価結果と評価判断基準との比較 等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	
	B-4：設計条件に変更がないもの	溢水防護設備の設計（安全上重要な施設以外の施設）	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 溢水対策設備の設計に係る解析、評価等については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 溢水影響評価の解析、評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の説明方針

## 【説明事項】

- 化学薬品対策設備の設計（薬品防護板の設計）
- 化学薬品防護設備の設計（被液、腐食性ガス影響等を踏まえた防護設計）
- 化学薬品の漏えい影響評価（漏えい源・漏えい量の設定、防護対象設備に対する影響評価）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		化学薬品対策設備の設計 ・薬品防護板（構造設計、耐震評価等）	・化学薬品対策設備に対する要求事項等	2-1：構造設計等 ・構造図等 2-2：解析、評価等 ・化学的損傷の影響評価 ・耐震評価 等	3-1：設計要求等との照合 ・薬品防護板の設計要求との照合等 3-2：評価判断基準等との照合 ・構成部材の材質確認 ・耐震評価結果と許容限界の比較 等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	化学薬品防護対象設備（安全上重要な施設）の設計 化学薬品漏えいの影響評価 等	・化学薬品防護設計の要求事項 ・化学薬品漏えいの影響評価の方法 等	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・漏えい源から除外する機器等の耐震評価 ・漏えい影響評価 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較 ・評価結果と評価判断基準との比較 等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	化学薬品防護対象設備の設計（安全上重要な施設以外の施設）	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 化学薬品の漏えい影響評価の解析、評価等については、基本的には溢水影響評価の方法を踏襲しているため、溢水影響評価の方法との差分を説明したうえで、合理的に纏めて説明する。
- さらに、化学薬品の漏えい影響評価の説明内においても、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止」 「第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の説明順序



# 「第十四条 安全避難通路等」の説明方針

## 【説明事項】

- 安全避難通路の設定
- 照明設備の設計

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		安全避難通路の設定（緊急時対策所、保管庫・貯水所等） 照明設備の設計（新設建屋の避難用照明、蓄電池内蔵型照明等）	・安全避難通路等に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	・上記以外の安全避難通路の設定 ・上記以外の照明設備の設計	・安全避難通路等に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 要求事項は共通なため纏めて合理的に説明する。
- 配置図等に要求事項との関係を示すことで設計要求等との照合を合理的に説明する。

# 「第十五条 安全上重要な施設」、 「第十六条 安全機能を有する施設」の説明方針

## 【説明事項】

- 安全機能を有する施設の設計（環境条件、試験・検査、保守、共用）
- 内部発生飛散物の防護設計

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		—	—	—	—
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	内部発生飛散物の防護設計	・内部発生飛散物として考慮する設備等	2-1:システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2:解析、評価等 ・内部発生飛散物による影響評価等	3-1:設計要求等との照合  3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準との比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	安全機能を有する施設の設計	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 要求事項は共通なため纏めて合理的に説明する。
- 配置図等に要求事項との関係を示すことで設計要求等との照合を合理的に説明する。



# 「第十七条、第三十七条 材料及び構造」の説明方針

## 【説明事項】

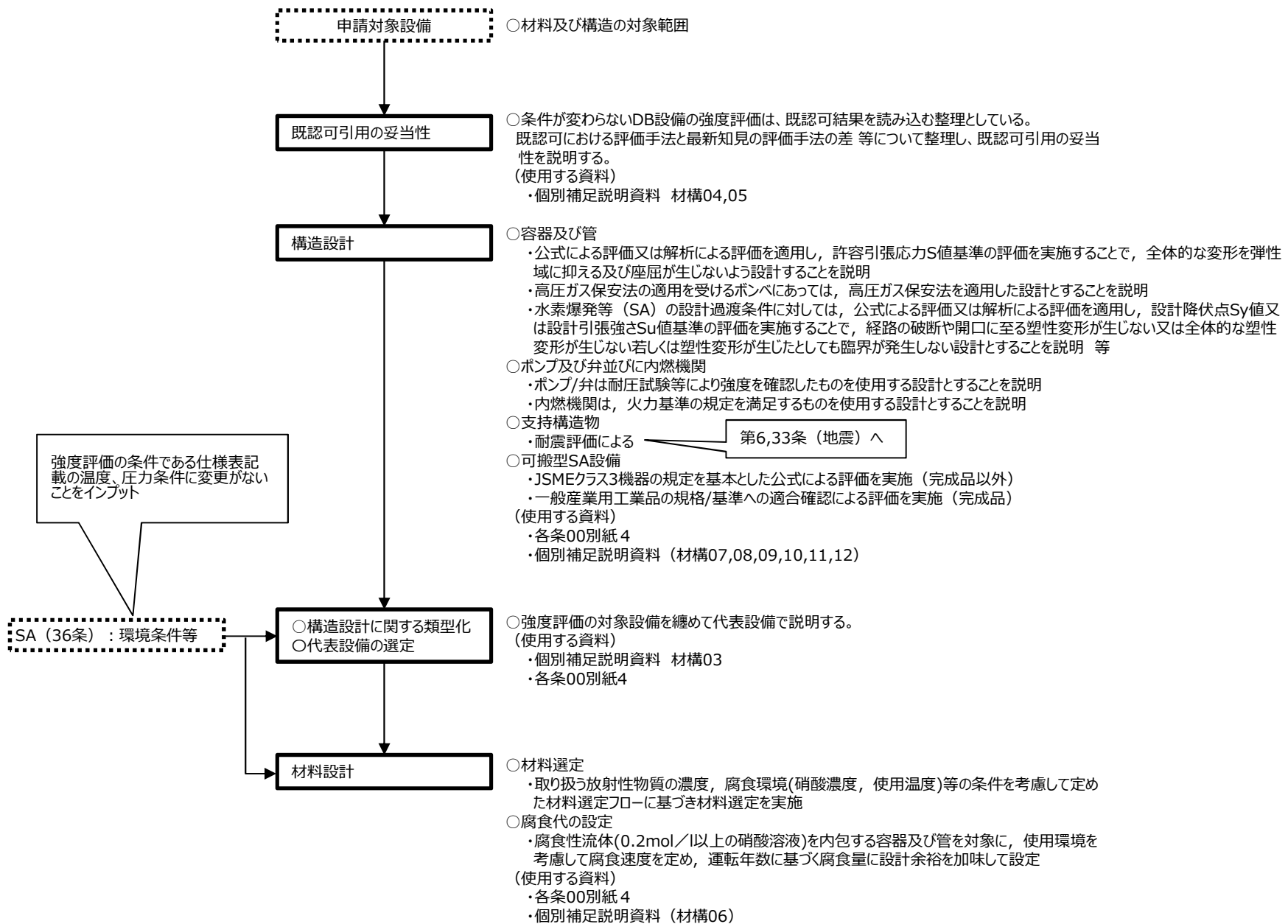
- 材料選定：環境条件を踏まえた材料選定
- 強度評価：環境条件に耐えること、機能が発揮できることを確認

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置する設備		材料選定（冷却塔、重大事故等対処設備等） 強度評価（冷却塔、重大事故等対処設備等）	安全機能を有する施設、重大事故等対処設備の環境条件に応じた設計方針等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・環境条件の設定、強度評価 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	強度評価（安全機能を有する施設のうち重大事故等に係る条件が追加になった設備）	安全機能を有する施設、重大事故等対処設備の環境条件に応じた設計方針等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・環境条件の設定、強度評価 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界の比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	強度評価（安全機能を有する施設のうち安全性を確保する上で重要な容器、管）	変更がないことの理由を説明	変更がないことの理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 解析、評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第十七条、第三十七条 材料及び構造」の説明順序





# 「第二十九条 保安電源設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 保安電源設備の設計（一相開放故障、高エネルギーアーク損傷（以下、「HEAF」という。）対策）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		—	—	—	—
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	保安電源設備の設計（一相開放故障時の対応、HEAF対策）	一相開放故障時の対応、HEAF対策対象設備の選定、アークエネルギーの閾値、対策方法等	2-1:システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・系統図、構造図、展開接続図等(検知の方法、異常の拡大防止等) 2-2:解析、評価等 ・対象設備の試験体との同等性、対策によりHEAFが発生しないことの評価等	3-1:設計要求等との照合  3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	保安電源設備の設計（上記以外）	変更がないこと理由を説明	変更がないこと理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 一相開放故障時の対応については、許可との整合を図面等で確認することで、検知の方法、異常の拡大防止等について合理的に説明する。
- HEAF対策に係る解析、評価等については、試験体との同等性、対策措置時の設備への影響評価等について合理的に説明する。

# 「第三十条/第五十条 緊急時対策所」の説明方針

## 【説明事項】

### ● 緊急時対策所の設計（機能設計、居住性評価）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		・緊急時対策所の設計（新設の緊急時対策所）	緊急時対策所機能に対する要求事項、線量評価の方法等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・被ばく評価 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 新設の緊急時対策所については、要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。
- 緊急時対策所の居住性評価については、「第二十三条 制御室等 / 第四十八条 制御室」と合わせて、同じ評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第三十一条 通信連絡設備」、 「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 通信連絡設備の設計（所内通信連絡設備、所外通信連絡設備等）

分類		主な対象	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置する設備		通信連絡設備の設計 （代替所内通信連絡設備、代替所外通信連絡設備等）	通信連絡設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等（多様性、電源仕様（無停電電源・蓄電池）、データ伝送）	3-1：設計要求等との照合
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	通信連絡設備の設計 （所内通信連絡設備、所外通信連絡設備等）	通信連絡設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。

# 「第三十三条 地震による損傷の防止」、「第三十六条 重大事故等対処設備のうち地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」の説明方針

## 【説明事項】

- 常設耐震重要SA設備の耐震設計（クラスの機能を代替（新設、既設にSA設備の条件を追加））
- 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ss（常設設備・可搬型設備））
- 常設耐震重要SA設備以外の常設SA設備の耐震設計（B,Cクラスの機能を代替）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置するもの		常設耐震重要SA設備の耐震設計（Ss） 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ss）等	・基準地震動の適用 ・常設耐震重要SA設備等に対する要求事項 ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等（S,B,C,1.2Ss） ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定（1.2Ss）等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
B. 既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	常設耐震重要SA設備の耐震設計（Ss）※ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ss）※等 ※設計基準対象施設と兼用となるSA設備	・基準地震動の変更 ・設計基準対象施設と兼用するSA設備の対象、要求事項 ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） 2-2：解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等（S,1.2Ss） ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定（1.2Ss）等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	常設耐震重要SA設備以外の耐震設計（B,Cクラス）等	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- SA設備の耐震設計については、SA設備として新たに設定した評価方法、設計基準対象施設と同じ評価方法を明確にし合理的に説明する。
- 1.2Ssについては、評価判断基準の設定を維持すべき機能との関係を踏まえて説明する。1.2Ssに係る解析、評価等については、同じ方法の設備等の分類を説明したうえで合理的に説明する。

# 「第三十六条 重大事故等対処設備」、「第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備」～「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」の説明方針

## 【説明事項】

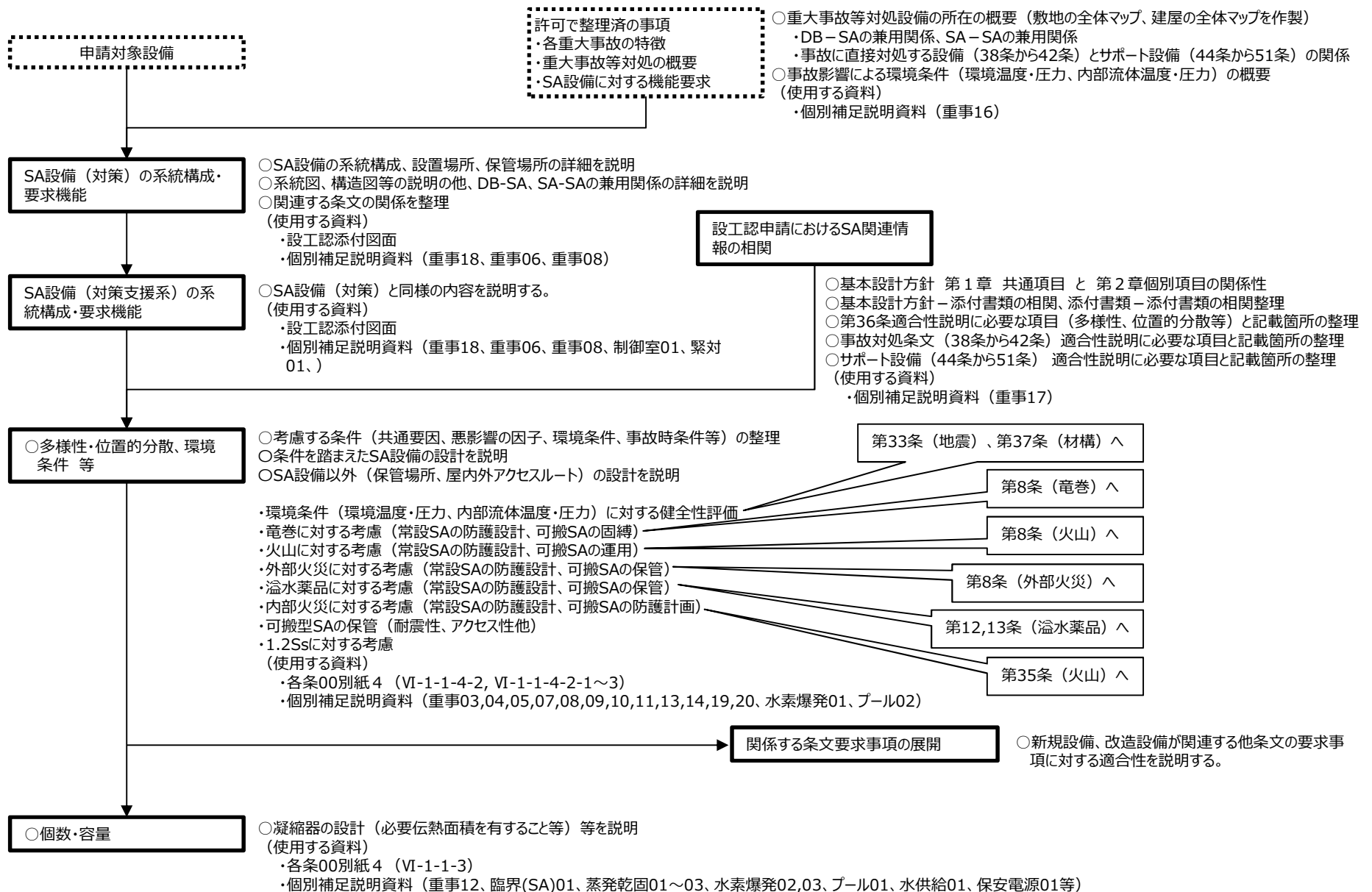
●SA設備の設計（多様性、位置的分散、環境条件等（常設、可搬、内的SA設備））

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		SA設備の設計 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備に対する要求事項</li> <li>・想定する重大事故等 等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、系統図等</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等における環境条件等の設定</li> <li>・重大事故等対処設備の機能評価 等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果等と許容限界の比較等</li> </ul>
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	SA設備の設計※ ※設計基準対象施設と兼用となるSA設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備に対する要求事項</li> <li>・想定する重大事故等 等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、系統図等（SA設備設置に伴い改造が発生した設計基準対象設備等）</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等における環境条件等の設定</li> <li>・重大事故等対処設備の機能評価 等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果等と許容限界の比較等</li> </ul>
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	SA設備の設計（所内電源設備等の内的SAで使用する設備等）	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- SA設備全体のシステム設計を説明した後に具体的な設備の設計や要求事項を説明、新たに設置するSA設備の設計を要求事項との関係を踏まえて説明等、合理的に説明する。

# 「第三十六条 重大事故等対処設備」、「第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備」～「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」の説明順序



# 「第三十八条 臨界事故に対処するための設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 臨界事故に対処するための設備の設計（可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、廃ガス貯留設備）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		臨界事故に対処するための設備の設計（可溶性中性子吸収材供給系、可溶性中性子吸収材供給回路、廃ガス貯留設備等）	可溶性中性子吸収材の供給、廃ガス貯留に対する系統に関する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・廃ガス貯留槽容量評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	臨界事故に対処するための設備の設計※ ※設計基準対象施設と兼用となるSA設備	可溶性中性子吸収材の供給、廃ガス貯留に対する系統に関する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・廃ガス貯留槽容量評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 臨界事故に対処するための設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 廃ガス貯留槽容量評価等については、「第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」と合わせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。



# 「第三十九条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の設計（代替安全冷却水系及び代替換気設備）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の設計 (代替安全冷却水系の設計、代替換気設備の設計等)	・代替安全冷却水系、代替換気設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・除熱評価等（内部ループ通水、コイル通水、凝縮器通水）	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・除熱評価結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の設計※ ※設計基準対象施設と兼用となるSA設備	・代替安全冷却水系、代替換気設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 (改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・除熱評価等（内部ループ通水、コイル通水、凝縮器通水）	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・除熱評価結果と評価基準の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 除熱評価の評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。



# 「第四十条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の設計（代替安全圧縮空気系、代替換気設備）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の設計（代替安全圧縮空気系、代替換気設備等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替安全圧縮空気系に対する要求事項等</li> <li>・代替換気設備に対する要求事項等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、系統図等</li> </ul> 2-2：解析・評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給空気量評価</li> <li>・空気貯槽の容量評価 等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替圧縮空気系の設計要求との照合</li> <li>・代替換気設備の設計要求との照合</li> </ul> 3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給空気量評価、空気貯槽の容量評価結果と評価基準の比較等</li> </ul>
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の設計※ ※設計基準対象施設と兼用となるSA設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替安全圧縮空気系に対する要求事項等</li> <li>・代替換気設備に対する要求事項等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、系統図等</li> </ul> 2-2：解析・評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給空気量評価</li> <li>・空気貯槽の容量評価 等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替圧縮空気系の設計要求との照合</li> <li>・代替換気設備の設計要求との照合</li> </ul> 3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給空気量評価、空気貯槽の容量評価結果と評価基準の比較等</li> </ul>
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の設計（重大事故時供給停止回路に関するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、廃ガス貯留設備）

分類	主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置するもの	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の設計（一次蒸気停止弁、重大事故時供給停止回路、廃ガス貯留設備等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給液の供給停止に関する要求事項</li> <li>・廃ガス貯留に対する系統、圧力に関する要求事項等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、系統図等</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ガス貯留槽容量評価等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等</li> </ul>
B. 既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の設計※ ※設計基準対象施設と兼用となるSA設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ガス貯留に対する系統、圧力に関する要求事項等</li> </ul> 2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、系統図等</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ガス貯留槽容量評価等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合等  3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等</li> </ul>
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 廃ガス貯留槽容量評価等については、「第三十八条 臨界事故に対処するための設備」と合わせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備の設計（代替注水設備、スプレイ設備、漏えい抑制設備、臨界防止設備及び監視設備）

分類	主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備の設計（代替注水設備、スプレイ設備、漏えい抑制設備等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替注水設備に対する要求事項</li> <li>・スプレイ設備に対する要求事項</li> <li>・漏えい抑制設備に対する要求事項 等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、系統図</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却能力評価、水深の遮蔽能力評価 等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替注水設備等の設計要求との照合</li> </ul> 3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却能力評価結果、水深の遮蔽能力評価結果と評価基準の比較等</li> </ul>	
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	
	B-2：設計条件が追加になったもの	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備の設計※ ※設計基準対象施設と兼用となるSA設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨界防止設備に対する要求事項等</li> </ul>	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図</li> </ul> 2-2：解析、評価等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却能力評価、水深の遮蔽能力評価</li> <li>・未臨界評価 等</li> </ul>	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未臨界評価結果と評価基準の比較等</li> </ul>
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	

## 【説明ポイント】

- 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備の設計については、要求事項との関係を踏まえてシステム設計等全体を説明する。
- 未臨界評価の評価等については、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の設計（放水設備、注水設備、抑制設備）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の設計	・大気中への放射性物質の放出抑制に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図 等 2-2：解析・評価等 ・大型移送ポンプ車の容量、吐出圧力評価 ・耐震評価（加振試験） 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・容量、吐出圧力評価結果と評価基準の比較等 ・加振試験結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 放出抑制設備の設計については、要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。

# 「第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 水供給設備の設計（常設：第1貯水槽、第2貯水槽、可搬型：大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計、可搬型第1貯水槽給水流量計）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		水供給設備の設計	水供給設備に対する施設の要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図 等 2-2：解析・評価等 ・大型移送ポンプ車の容量、吐出圧力評価 ・耐震評価（加振試験） 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・容量、吐出圧力評価結果と評価基準の比較等 ・加振試験結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

## 【説明ポイント】

- 水供給設備の設計として、複数の重大事故等に対処するための要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。

# 「第四十六条 電源設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 電源設備の設計（SA設備への電力供給：代替電源設備、代替所内電気設備、補機駆動用燃料補給設備：軽油貯槽、軽油用タンクローリ）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		電源設備（保安電源設備と兼用しない代替電源設備、代替所内電気設備、補機駆動用燃料補給設備）の設計	電源設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図 等  2-2：解析、評価等 ・電源容量評価 ・軽油貯槽容量評価 等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	電源設備（保安電源設備と兼用）の設計	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 電源設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

# 「第四十七条 計装設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 計装設備の設計（環境条件を踏まえた重大事故時における計測に必要な機能と設計の妥当性）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		計装設備の設計	・計装設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図等	3-1：設計要求等との照合 ・計測範囲のプロセス量との照合
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	－	－	－	－
	B-2:設計条件が追加になったもの	－	－	－	－
	B-3:新たに申請対象になったもの	－	－	－	－
	B-4:設計条件に変更がないもの	－	－	－	－

## 【説明ポイント】

- 計装設備の設計（計測範囲確認の考え方等）については、他条文も含め共通事項を踏まえて合理的に説明する。



# 「第二十三条 制御室等」、「第四十八条 制御室」の説明方針

## 【説明事項】

### ● 制御室等の設計（機能設計、居住性評価）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		制御室等（可搬型SA設備）の設計（機能設計、居住性評価）	制御室等の機能に対する要求事項、線量評価の方法等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・被ばく評価 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	制御室等（設計基準対象施設と兼用する常設SA設備）の設計（機能設計、居住性評価）	制御室等の機能に対する要求事項、線量評価の方法等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・被ばく評価 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価等	3-1：設計要求等との照合  3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	制御室等（SA設備と兼用しない設計基準対象施設）の設計（機能設計、居住性評価）	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 制御室の機能設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 制御室の居住性評価については、「第三十条/第五十条 緊急時対策所」と合わせて、同じ評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。



# 「第二十一条 放射線管理施設」、 「第四十九条 監視測定設備」の説明方針

## 【説明事項】

- 監視測定設備の設計（環境条件を踏まえた重大事故時における計測に必要な機能と設計の妥当性）

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		代替モニタリング設備等の設計（可搬型重大事故等対処設備）	重大事故時における放射性物質の濃度等の監視、測定に対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・計測範囲、構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合 ・計測範囲のプロセス量との照合
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	・放射線管理施設の設計（モニタリングポストの電源系統、モニタリングポストの伝送系の多様化） ・試料分析関係設備等の設計（設計基準対象施設と兼用とするSA設備）	・モニタリングポストに対する要求事項 ・重大事故時における放射性物質の濃度等の監視、測定に対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-4:設計条件に変更がないもの	上記以外の放射線管理施設	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

## 【説明ポイント】

- 主たる機能は、重大事故等時における放射性物質の濃度等の監視、測定であり、観点としては第四十七条計装設備と同一であることから、計測範囲確認の考え方について共通的に説明を行うことで合理的に説明する。
- モニタリングポストについては、事業指定基準規則において新たに電源及び伝送に係る要求が規定されたことから、設備構成について放射線管理施設の説明書を用いて説明する。また、重大事故等対処に使用する試料分析関係設備等の計測範囲については本設工認で新たに申請対象とすることから、放射線管理施設の説明書を用いて説明する。

# 新規制基準を踏まえた変更以外の変更事項に係る説明方針(1/2)

## 【概要】

- 新規制基準を受けた事業変更許可申請において新規制基準を踏まえた変更以外の変更を行った。
  - 当該変更事項についての設工認申請における説明方針について示す。
- ※なお、SA設備設置に伴う設計基準対象施設の改造等については、重大事故等対処設備に係る「B-2：設計条件が追加になったもの」の「2-1：システム設計、構造設計等」として改造内容等を説明する。

## 【説明事項】

- 設置位置変更を行った安全冷却水系の冷却塔に係る設備設計、高性能粒子フィルタの段数変更を行った。高レベル廃液ガラス固化換気設備の固化セル圧力放出系前置フィルタユニットに係る設計方針、最大保管廃棄能力の変更を行った第2低レベル廃棄物貯蔵系（低レベル固体廃棄物貯蔵エリア）に係る設備設計等（下表参照）。

項目	説明方針	主な関連条文	主な説明事項
安全冷却水系の冷却塔の設置位置の変更（冷却塔及び配管の改造）	「2-1：システム設計、構造設計等」として系統設計、システム設計について説明（地震による損傷の防止で説明） 地震による損傷の防止、材料及び構造において「2-2：解析・評価等」で評価方法等に係る説明 変更なし条文（閉じ込め、保安電源等）に対する適合性を説明	第六条 地震による損傷の防止 第十条 閉じ込めの機能 第十七条 材料及び構造 第二十九条 保安電源設備 等	第六条 地震による損傷の防止：耐震性を有すること 第十条 閉じ込めの機能：既設工認の崩壊熱除去評価に影響を与えないこと 第十七条 材料及び構造：強度評価 第二十九条 保安電源設備：変更が生じないこと
高レベル廃液ガラス固化換気設備の固化セル圧力放出系前置フィルタユニットの高性能粒子フィルタを1段から2段へ変更	2-1の説明として系統設計、システム設計について説明（耐震で説明） 変更なし条文（閉じ込め）に対する適合性を説明	第十条 閉じ込めの機能	第十条 閉じ込めの機能：設計方針に変更が生じないこと
第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力の変更（低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第2貯蔵系））	設計条件に変更はないため、変更なし条文である保管廃棄施設への適合性（保管廃棄施設：保管廃棄容量、遮蔽：保管廃棄容量を踏まえた遮蔽評価）を説明	第二十五条 保管廃棄施設 第二十七条 遮蔽 等	第二十五条 保管廃棄施設：許可に整合していること 第二十七条 遮蔽：保管容量の増容量を考慮しても建屋の遮蔽設計区分に変更を与えるものではないこと

# 新規制基準を踏まえた変更以外の変更事項に係る説明方針(2/2)

項目	説明方針	主な関連条文	主な説明事項
核燃料物質の一時保管等の取扱いに係る変更	設計条件に変更はないため、基本設計方針の記載の適正化した内容を説明	第十九条 使用済燃料の貯蔵施設等	第十九条 使用済燃料の貯蔵施設等：個別項目（製品貯蔵施設）の基本設計方針の記載の適正化
雑固体のうち廃活性炭の処理に係る変更及び雑固体の管理方法の改善等に係る変更	設計条件に変更はないため、「安全機能を有する施設の放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」の記載の適正化した内容を説明	第二十五条 保管廃棄施設	第二十五条 保管廃棄施設：設計方針に変更が生じないこと
粉末状の放射性物質の取り扱いに関する記載の追加	設計条件に変更はないため、基本設計方針の記載の適正化した内容を説明	第十条 閉じ込めの機能	第十条 閉じ込めの機能：共通項目（閉じ込めの機能）の基本設計方針の記載の適正化
高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管内部を一般圧縮空気で加圧できることを追記	設計条件に変更はないため、基本設計方針、仕様表の記載の適正化した内容を説明	第十条 閉じ込めの機能	第十条 閉じ込めの機能：個別項目（液体廃棄物の廃棄施設）の基本設計方針、仕様表の記載の適正化
MOX燃料加工施設、廃棄物管理施設との共用に係る変更	設計条件に変更はないため、安全機能を有する施設、重大事故等対処施設への適合性を説明	第十六条 安全機能を有する施設 第三十六条 重大事故等対処設備	第十六条 安全機能を有する施設：共用によって再処理施設の安全機能が損なわれないこと 第三十六条 重大事故等対処設備：共用によって再処理施設の安全機能が損なわれないこと
有毒ガスに係る対応の追加	有毒ガスに係る対応として、変更した事業変更許可申請書との整合性及び変更あり条文である外部衝撃による損傷の防止、再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止、制御室等、緊急時対策所への適合性を説明	第八条 外部衝撃による損傷の防止 第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 第二十三条 制御室等 第三十条 緊急時対策所	第八条 外部衝撃による損傷の防止：第1回申請内容から変更がないこと 第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止：第1回申請内容から変更がないこと 第二十三条 制御室等：許可に基づき換気設備等により居住性を確保できること 第三十条 緊急時対策所：許可に基づき換気設備等により居住性を確保できること

※ 耐震重要度分類の見直し（建屋換気設備の一部等について耐震クラスの見直し）については、「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、「第六条 地震による損傷の防止」の説明方針に含む。

# (参考：要求事項の変更の有無等による条文の整理)

要求事項が追加、明確化された条文、要求事項に変更はないものの設計条件が変更された条文	新規制基準で要求事項に変更がない条文
<p>                     第五条 安全機能を有する施設の地盤                      第六条 地震による損傷の防止                      第七条 津波による損傷の防止 <b>(第1回設工認で説明事項等整理済み)</b>                      第八条 外部からの衝撃による損傷の防止                      第九条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 <b>(第1回設工認で説明事項等整理済み)</b>                      第十一条 火災等による損傷の防止                      第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止                      第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止                      第十四条 安全避難通路等                      第十六条 安全機能を有する施設                      第十七条 材料及び構造                      第二十一条 放射線管理施設                      第二十九条 保安電源設備                      第三十条 緊急時対策所                      第三十一条 通信連絡設備                 </p>	<p>                     第四条 核燃料物質の臨界防止                      第十条 閉じ込めの機能                      第十五条 安全上重要な施設                      第十八条 搬送設備                      第十九条 使用済燃料の貯蔵施設等                      第二十条 計測制御系統施設                      第二十二条 安全保護回路                      第二十三条 制御室等                      第二十四条 廃棄施設                      第二十五条 保管廃棄施設                      第二十六条 使用済燃料等による汚染の防止                      第二十七条 遮蔽                      第二十八条 換気設備                 </p>
<p>                     第三十二条 重大事故等対処施設の地盤                      第三十三条 地震による損傷の防止                      第三十四条 津波による損傷の防止 <b>(MOX第1回設工認で説明事項等整理済み)</b>                      第三十五条 火災等による損傷の防止                      第三十六条 重大事故等対処設備                      第三十七条 材料及び構造                      第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備                      第三十九条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備                      第四十条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備                      第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備                      第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備                      第四十三条 放射性物質の漏えいに対処するための設備 <b>(対象設備がないことの説明)</b>                      第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備                      第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備                      第四十六条 電源設備                      第四十七条 計装設備                      第四十八条 制御室                      第四十九条 監視測定設備                      第五十条 緊急時対策所                      第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備                 </p>	<p>※上記条文については、基本設計方針等の適正化を行う。</p>